

渋川市告示第166号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条第2項の規定により、
本市区域内の字区域を別紙変更調書のとおり告示する。

なお、この字区域の変更の効力は、この調整の結果表示に変更を生ずべき
土地につき行われる国土調査法第19条第2項の認証の日から生じる。

平成24年12月19日

渋川市長 阿久津 貞司

この謄本は、渋川市告示第166号の原本と相違ないことを証明する。

平成24年12月19日

渋川市長 阿久津 貞司



別紙

変 更 調 書

大 字	字	地 番
赤城町	十二通上	2 8 0 6、2 8 0 7
南赤城山	沖門北	2 8 0 8、2 8 0 9、2 8 1 0、2 8 1 1
	沖門南	2 8 1 2、2 8 1 3

上記区域を赤城町栄に変更する。

